

平成24年度 第2回瑞穂市上下水道事業審議会 会議録

日 時 平成24年12月18日(火) 午前9時30分～午後0時05分

場 所 市役所南庁舎大会議室

出席委員 会長 大瀨 賢一朗 副会長 野田 寧宏  
棚橋 和子 迫田 義一  
青木 富士夫 広瀬 真人  
松井 欽弥 高木 等  
高井 政敏

欠席委員 北川 利子 高田 里美  
所 洋士

事務局 環境水道部長 弘岡 敏 上水道課長 伊藤 弘美  
下水道課長 相浦 要 上水道課総括課長補佐 小森 一  
上水道課課長補佐 小森 順子

傍聴人 なし

1. 会長あいさつ

2. 審議内容

上水道料金のあり方について

(事務局弘岡) 皆さん、おはようございます。年末のお忙しい中ご参集頂きありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成24年度第2回瑞穂市上下水道事業審議会を始めたいと思います。まず会長よりご挨拶いただきます。

(大瀨会長) それでは、議事に入る前に会議の成立について確認いたします。

(事務局弘岡) 本日の出席委員は12名中9名です。審議会条例第2条第2項により過半数以上に達しておりますので審議会は成立していることを報告いたします。

(大瀨会長) 議事録の確認をお願いいたします。事前に配布があったと思いますが、議事録で何か修正等がありましたら、お申出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員) はい

(大瀨会長) 傍聴の方が、ございましたら入っていただきたいと思います。ご確認をお願いいたします。

(事務局小森順) 今のところいらっしゃいません。

(大瀨会長) はい、わかりました。では、今から議事に入ります。前回、何点が質疑応答がありました。その中で、今回補足資料を提示してご説明していただくということでしたので、まず、ここから議論をはじめていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(事務局伊藤) それでは、資料等についてご説明させていただきます。まず、郵送させていただきました資料、本日机上に配布させていただきました資料をご確認いただきたいと思います。(資料確認)

机上にお配りした資料は、事前配布資料の 15、16 頁と 24、25 頁に関して修正するものです。それから追加資料として、1 頁からお示ししております。第 2 回審議会資料の中の、1 頁ですが、水道料金に関する諮問要旨説明書を改めてつけました。前回、私が朗読しただけで終わってりましたので、内容をご確認いただくように今回添付させていただきました。それから、2、3 頁ですが、前回合併時の料金体系の推移ということで資料添付いたしましたが、合併時に取りまとめていました、料金体系の沿革という資料がありましたので、参考までに添付いたしました。

次に、資料の作成順序とは異なってしまいましたが、30 から 34 頁ですが、第 1 回の会議の時に、負荷率などの用語の説明等が不十分でしたので、委員の皆様にはわかりにくかったことと思います。30 頁ですが、水道事業の経営関係の指標の解説を一覧としたものです。たとえば、前回ご質問をいただきました負荷率は、1 日平均配水量を 1 日最大配水量で割り、100 を乗じたものです。負荷率は、1 日最大配水量に対する 1 日平均配水量の割合であり、水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この数値が高い方が、施設が有効活用されていることを意味する。ということで、これは、35 頁以降に水道事業経営に関する各指標の説明を、厚生労働省や日本水道協会等が取りまとめたものを、参考につけさせていただいております。それから、27.28.29 頁につきましては、平成 19 から 23 年度の経営分析表を記載し、本日配布いたしました修正・追加資料の 10、11、12、13 頁の 4 頁に、平成 24 年度については、補正予算を加味した数値、平成 25 年度につきましては、現在、新年度予算の作成中ですので、平成 24、25 年度については、計画ということで、平成 19 から 23 年度については、決算の実績ということで、改めて表を作成いたしました。10 から 13 頁のところで、まず分析項目、算式を表示しております。備考欄には、目安となる数値を記載しております。たとえば、有形固定資産減価償却率ですと、比率は 30%程度が望ましいとなっております。表をご覧くださいたとおり、概ね 30%で推移していますが、年々数値が高くなっております。総収支比率ですと、比率が 100%以上は「益」を表すとなっておりますので、各年度、比率が 100%を超えていることがわかるかと思えます。24、25 年度については、計画的要素を含んでおりますので、若干低くなっております。累積欠損比率については、計上していませんので、0 となっております。また、不良債権比率については、不良債権がありませんので、「-」で表示しております。それぞれの項目の備考欄に、望ましい数値等をお示しし、各年度の数値を表記しております。13 頁の下段に記載しておりますが、先ほども申しあげたとおり、平成 23 年度までは、決算、平成 24、25 年度は、予算ベースの基礎数値にて算定しております。

続きまして、資料が前後して大変申し訳ありませんが、事前配布資料の、17、18 頁をご覧ください。第 1 回の説明のうちに、管路網更新計画を図面にしたものです。17 頁については、別府、宮田、古橋の 3ヶ所に基幹の水源地があるということで、基幹の水源地を網目状に結

配水管路を基幹管路と考え、18 頁に管径 150mm 以上の管路を幹線管路と考え、基幹、幹線管路網、これらを中心に、管路の寿命、耐震の関係で、考慮して更新をしていきたいという、考え方で整理をしたものです。印で番号を入れているのは、路線番号です。整備の順序ということではありません。基幹管路ですと 200mm 若しくは 250mm 以上、200mm が中心になります。別府水源地は非常に大きな水源地ですので、出口の部分は、300mm、500mm を使用していますし、宮田水源地でも出口の部分で、250mm 以上の管が敷設してあります。の横に黒い線が引いてありますが、これは、新設いたしました下犀川橋のところ、耐震管で施工済みということをお示ししております。18 頁については、全部で 54 路線で、番号は路線整理番号となっています。青色が 150mm の管、150mm 以上は基本的にダクタイル鋳鉄管といたしまして、金属性の管に離脱防止の管となっており、接合部分が離脱防止となっているものを使うことが耐震管になります。150mm 以上については、基本的にダクタイル鋳鉄管で施工していきたいと考えています 2 段目の茶色については、200mm、それからピンク色は 250mm 以上、となります。黒色の線が見づらくなっていますが、たとえば 32 番の川を渡るところが耐震化済となっています。計画につきまして、15、16 頁については、修正・追加資料を確認いただきますようお願いいたします。事前配布資料に、数値に誤りがありましたので修正いたしました。また、平成 24 年度において発注済みのものがありましたので、数値を確認し、耐震管がどれだけ敷設されているのか、修正・追加資料の 1、2 頁において、配水管の管理調書を添付しております。平成 23 年度までの決算審査につけている配水管の延長をうたったものです。さらに平成 23 年度までの耐震管、もしくは耐震適合管の施行済み延長を抜き出しました。平成 24 年度施行中のものも含めまして、24 年度中の増減を付け加えまして、平成 24 年度末までの管路延長と耐震管等の管、施工済みの延長を拾いまして、15、16 頁に反映し、整理したものです。管路の更新は、先ほどの図面において示させていただきました、幹線管路の耐震化、更新の進捗状況を示させていただきました。さらに、その他の管というのは、耐震管が 150mm 以上となりますが、計画以外の 75mm から 150mm 以下のもの、その他管路の計画、小口径管 50mm 以下のものとなりますが、それについても更新をしていかなければなりませんので、それを計画したものを一覧にしたものです。全体としては、施行済みの耐震化については、6.2%です。年次計画の基に進めてまいりますと、平成 79 年度くらい、細かい管については、先送りになってしまう計画になります。管路そのものにつきましては、減価償却をする場合には、40 年です。実際に現場においては、プラス 10 年で 50 年くらいもつということもありますが、あまり老朽管を放置することもできませんので、当然入れ替えをして更新することになると思います。全体的にして、改良を進めていった場合ということで、検討資料としてつけさせていただきました。

次に、今後の耐震化について、どんな形で進めていくのかということで、とりまとめをいたしましたのが、事前配布資料の 4 から 14 頁に耐震化の進め方について説明しております。1、既存施設の耐震化の考え方の 4、5 行目、さらに 4 行下の 9、10 行目、そういった意味で基幹管路、幹線管路を優先的に整備をしたい。古い管、重要度の高い管

から整備をしていきたいと考えています。瑞穂市の基本的考え方は、耐震化計画によって老朽管、基幹、幹線管路の老朽化の度合い、重要度を加味した優先順位を考慮し、更新をしていきたい。更新する際には耐震管、耐震適合管にて整備することを盛り込んでいます。

次に耐震化事業の実施計画の目標期間ですが、技術的、実務的な実施可能性のみならず、政策的な判断が加味されることとなります。それから、5頁に瑞穂市の管路網耐震化に関する財産措置について述べさせていただいております。平成25年度の予算編成ですが、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、独立採算制で進めることとなります。人員配置についても担当職員の増員を望むことも困難な状況といわざるをえません。したがって、水道施設の耐震化の推進は、水道事業会計の収支バランスや実務的実施の可能性等を考慮し、身の丈にあった事業推進を図りたいと考えています。15頁でもお示しいたしましたが、基幹管路網の更新整備を13年間程度、幹線管路網の更新整備は、概ね35年間程度で整備していきたいと考えています。しかし、当市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていますので、水道施設の耐震化は、重要な課題となります。事業推進には、財政・人事両面から更なる検討・調整が必要になってきます。

6頁ですが、前回説明をいたしました際に、料金の算定について、資産維持費の導入というお話をさせていただきました。今後必要となる施設の更新・耐震化に係る経費については、早期に短期間で実施する場合、資金不足に陥ることが予想されるので、財源を全額企業債による借入金で賄うと将来の支払利息が大幅に増加し、結果として料金水準の上昇を招いてしまうことが発生します。資産維持費の意義ということで、述べていますが、これを基に導入するものです。

7頁から11頁については、業務委託して「基幹管路、幹線管路の更新計画」を策定した際に、同時に「配水管路耐震化計画」を策定しています。関係箇所を抜粋して掲載しています。管路の耐震化について、また、耐震化計画方針をまとめています。

9頁に管の耐震化について記載しております。表2-1において管の重要度と備えるべき耐震性能が述べられています。これは、国の指針となっています。

10頁下に、表2-2ということで管の重要度別の口径・管種が記載してあります。瑞穂市において、埋設管等はどうするかということで、敷設状況で、埋設管、露出管となっております。露出管は、橋に添架されている管のことです。埋設管は土中に埋設をされた管になります。また、この表の訂正をお願いします。基幹管路と幹線管路の間の線ですが、先ほど説明いたしましたとおり、幹線管路にも200mmから250mmのものもありますので、少し上げていただき、修正いただきますようお願いいたします。採用管のNS形、GX形は、離脱防止の構造になった継ぎ手を使用しています。水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニール管の継手については、実証例が少ないため、震度4までは、大丈夫だろうといわれており、耐震適合管となっています。露出管については、耐震管といわれるものを敷設していきたいと考えています。

配水管と申しあげていますが、19頁には、水道管の役割と名称について説明したものです。量水器ボックスの中に止水栓とメーター器がはいっています。メーター器の数値によって水道料金を算定していま

す。市では、メーター器までを管理しています。敷設は、負担金をいただいて材料支給をし、加入者が負担して設置をすることになります。21 から 23 頁ですが、電気計装設備点検計画を記載しています。各水源地の点検を計画的に行い、不備なものについては、修繕で対応し、大規模改修をしないで、長寿命化を諮りたいと考えて計画しています。

ここで質疑をいただきましょうか。

(大瀧会長) 皆さんいかがでしょうか  
(青木委員) 説明続行お願いいたします。

(事務局伊藤) それでは続けて説明いたします。修正・追加資料の 24、25 頁をご覧ください。24、25 年度につきまして、予算の見直しをしていますので、資料を訂正いたしました。24 頁については、企業会計では、3 条予算とっていますが、収益的収支を取りまとめたものです。消費税は含んでいません。収入総額、支出総額、差引ということで損益で、利益がでる計算になっています。それぞれの年度で、収入総額については、4 億 5 千万円程度の収入です。収入で一番の収益は、給水収益、すなわち水道料金は、1、2 年の傾向として概ね 1%ほどの伸びです。件数はもう少し伸びています。人口増加に併せて加入件数も増えています。しかし、節水に心がけていらっしゃるのか、給水収益は伸びていません。収入については、1%の伸びということで計画を策定しています。歳出は、収益的支出ということで、上昇率を 2%程度としています。人件費、修繕費については、1%程度の上昇率として 26 から 29 年度計画を策定しています。

追加・修正資料の 3~7 頁にかけましては、この金額を表で整理をしたものを、それぞれの予算科目ごとに配分したものです。25 年度につきましては、今、作成中の最新予算データを反映させたものです。それぞれ、集計と 5 年平均ということで整理しています。8 頁ですが、配水・給水費の中の給与等の人件費にかかわるもの、委託料、修繕費、歳入の部分では、一般会計からの負担金をそれぞれ節ということで上の表にあがっています。後ほど説明いたします、料金算定の根拠となるような仕分けが必要となってきますのでそれぞれ配分したものです。

9 頁ですが、25 頁に少し記載していますが、25 頁の資料がわかりにくいようでしたので、9 頁に改めて掲載いたしました。資本的な収支をまとめたものです。資本的な収入については、市からの出資金、他会計からの負担金は、一般会計からの負担金、その他負担金は、工事関係の負担金を見込んでいます。加入金は、新たに水道を引かれた場合に口径によっていただくものです。今のところ、この 5 年間については企業債については、新たな借入はしないということで 0 円となっています。支出ですが、建設改良費ですが、工事又は、設計委託をするということになりますが、拡張費が新設のもの、改良費は既設で配管してあるものを新たな管に入れ替えるものです。企業債は、現在借入している企業債の償還元金です。投資ですが、有価証券ということで、積み立て金の一部、国債を購入しています。今年度に関しては、国債の人気の非常に高くて、利鞘が稼げないので購入していません。会計管理者と相談しながら進めていきたいと考えています。

次ですが、修正・追加資料の 14 頁をご覧ください。今現在の水道料

金の算定方法です。ここに先ほど整理した、平成 25 から 29 年度の平均的な経費を記載し、14 頁につきましては、基本料金を準備料金、超過料金を水量料金として整理したものが、最終的の取りまとめとなっています。この金額のとりまとめが、15 頁です。細かい集計は、8 頁までのところで集計したものを、それぞれのところで仕分けをし、取りまとめたものです。維持管理費を、原水・浄水部門、配水・給水部門、一般管理業務部門の仕分けをし、5 年平均で、維持管理費の合計が、6 千 75 万 1 千円、減価償却費として、5 年平均で 1 億 7,274 万 1 千円、資産減耗費が、596 万 4 千円となります。支払利息とは、現在借入をしています、企業債の利息部分です。資産維持費については、根拠を記載いたしました。平成 23 年度の決算実績から、建物、構築物、機械・装置ということで、抜き出しをし、帳簿の価格として、合計額に 1.5%を見込んだ数値を計上いたしました。

16 頁から仕分けをし、最終的な料金計算は 22 頁とし、準備料金いわゆる基本料金に関しては、1 件 1 月当たり、検針・集金関係及び固定費関係の総額を年間の述べ件数が 21 年度から 23 年度の実績の加重平均ということで、年間の総件数をひろいました。基本的に 2 ヶ月に 1 回の検針ですので、88,531 件が 2 ヶ月検針ということで、件数で割ったものです。水道料金の配賦につきましては、有収水量、皆様から料金をいただくことができた水量、過去の実績からそれぞれの過去の実績から割りこんだ数値です。14 頁に仕分けの金額の合計、総括原価については、需要家費、固定費、変動費とし、さらにそれぞれを仕分けし、固定費については、準備料金にあたるもの、水量料金にあたるものとして再度仕分けしています。第 1 回で仕分けをいたしました手順に従って計算した資料です。これは、税抜きの価格で計算しています。

現在、瑞穂市の水道料金は、基本料金は、税抜きで月額 800 円、2 ヶ月に 1 回の請求ですので、1,600 円となります。超過料金については、修正・追加資料に、記載しましたが、基本水量を超えたものについては、税込み価格で 94.5 円、段階的に増やしていますが、税抜きですと 90 円ということになります。現在の料金を算定している内容については、資産維持費の区分については、対象としている資産の 1.5%程度を含めた料金がいいのではないかとまとめて資料です。

今まで説明した内容について、不十分な点がありましたら、ご意見をいただければと思います。基本的には、今の料金を維持しながら、経営を継続していこうと考えてみますと、今日お示しいたしました、25 年度以降の財政計画については、修正・追加資料の 9 頁の資本的収支状況の下の方に、収入額より支出額がかなり大きい額となっています。不足額が生ずることとなります。不足額に関しては、内部留保金といって、実際に支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、すなわち入れ替えをした管の残存価値を、内部留保金とし、補てん財源としたものです。補てんの順序というものもあります。消費税調整額については、企業会計として、消費税計算をしますが、非課税であったり、不課税であったりする調整部分を整理したものです。さらに、不足があった場合は、減債積立金というのは、企業債を繰上げ償還するものですが、建設改良に当てることはできませんので、建設改良積立金というものが、現在 7 億円超ありますが、順次取り崩していくこととなります。この計画どおり収入支出があった場合ですが、26 年度からは、

建設改良積立金を取り崩すこととなります。しかし、建設改良費などは、請負差金等が生じてまいりますので、もう少し少額になると思います。今回提示させていただきました資料については、できるだけ寿命がきている管もありますから、たとえば、大きな漏水で管が破裂して道路を傷めたとか等が発生してはいけませんので、毎年、漏水調査をして修繕をし、管路の長寿命化を図っています。寿命のきている管、重要度の高い管については、改良していくということで計画しています。このことについて、少し無理をした計画になっています。9頁に抜きだしてあります。また、25頁にも記載しています。財政的には少し無理をした計画になっています。管路の更新計画を少し延ばしてできるだけ無理のない財政計画としたいと思いますが、皆様のご意見を伺いたいと思います。わかりづらい点があったかと思いますが、説明を終了いたします。

(大瀨会長) 今ご説明をいただきましたが、大きく疑問点があげられたのが、耐震化計画はどのように進めていくのかということでしたが、基幹管路については、13年度程度、幹線管路については、35年度程度でやっていきたい。それについての財政状況の説明でした。ちょっと無理をした計画になっているということでした。資産についての考え方、どのような方針によって管の入れ替えを行っているのか説明が少しありました。老朽管を更新していくことが大きな目的で、耐震化を同時に進めていくことでした。かなり難しいお話だったと思いますが、ご質問等がありましたらお願いします。

(高木委員) 資料ありがとうございました。水道ビジョン、耐震化計画については、なるべく早く、幹線、基幹管路の耐震化を進めていきたいという思いで、作られていると思いますが、それに併せて財政計画を並べていくと、どう考えても、資本的収支は、内部留保金、特に減価償却費から積み立てた、建設改良積立金等を使っていかなければならないということです。この9頁の表では、29年度までとなっていますが、以前、配布された資料の26頁、建設改良積立金の累計額、6億9千万、建設改良積立金の執行が、26、27、28、29をたすと6億どんだけとなりますが、30年度あたりには、毎年、1千数百づつの建設改良積立金を利益剰余金の中から積み立ててみえますが、大体30年度には尽きてしまうということですね。

(事務局伊藤) 無理をした計画になっていると説明いたしましたが、そういう意味であります。高木委員がおっしゃるとおりです。

(高木委員) ということは、30年度くらいには、ひょっとしたら、建設改良積立金が、無くなってしまい、やりたい工事にあてるお金はない。企業債という借金はしたくない。1億7千万くらいの毎年うまれてくる減価償却費しか、内部留保金として当てるお金がないから、工事費用が大体半分になる。というような感じですか。収支差額3億数千万ありますから、1億7千万くらいの減価償却費しかあてるものがないのだから、このまま料金を上げず、減価償却費積立金だけで賄おうとしたら、工事費用が半分になるという計画でいいのでしょうか。

(事務局伊藤) ご指摘のとおりで、その部分もご理解いただくということで、このような計画で進めているということで、計画に併せて財政計画をたて、皆様に資料提供いたしました。高木委員がおっしゃるとおりです。ただ、この5年間は借金はしたくないと考えていますが、第1回の資料18頁で、企業債の状況をお示しいたしましたが、平成31年度までについては、元利金均等償還で約9千万となり、均等に続いておりますが、31年度に支払い満期をむかえますので、その後は、毎年、借金の返済額が減っていくこととなります。この時点では、新たな借入をすることも、今の経営状況からみても採算が取れるのではと少し思います。今、お示した資料は、あくまで計画を実行していくために、金額的には、不足がでてはいけないので、少し上乘せしてはおります。決算において、請負差金や不要な部分の経費がでてきますが、予算上挙げておきたいことはあります。これ以外の経費については、無理をして支出することなく、執行していきたいと思っております。ここでお示した資料より、少し先送りできるのではと思っております。ただ、先送りした先には、企業債の償還の満期後に、借入をしてもお金がかかりますので、計画しているより少しペースをおとす必要があるのではないかと考えます。

(大瀨会長) 高木委員のご発言は、この諮問が、今後5年間の水道料金についてであることですから、5年後に内部留保が尽きてしまうのではないかと。企業として少しずつ余裕をもっていった財政状況が、少し厳しくなるよということだと思っております。それについて現行の計画では、財政が苦しい。次の5年について、ここで議論する必要があるのか確認したいのですが。

(事務局伊藤) 諮問のとおり、この5年です。この5年が過ぎた先には、計画をしっかりやっていってほしいという皆様のご意見であれば、当然それに合わせてやっていくこととなります。財政的な問題があるということ。さらに5年後については、たとえば、3年で見直しをかけて、どうするのか考えることもあるかと思っております。方法としては、今の管路更新のペースを、耐用年数ということもありますが、延伸することも一つの案でしょうし、利用者の皆様に負担をお願いして、料金を上げるのも一つの案でしょう。また、市の財政状況があまりよくないとはいえ、重要な事業として捉えていただいて、市からの繰出し金を、増やしていただく。また、企業債の借入をするなど、4項目を組み合わせて、実現可能な財政計画をするなどを考慮し、皆様のご意見を参考にしながら進めていきたいと思っております。人事・財政両面から協議し、方向付けをすることになると思っております。

(大瀨会長) ほかにご質問等ありますか。

(松井委員) 現状ならびに、25年度以降の資本的収支関係では、約1千万の利益が挙げてありますが、一方で資本的支出をみますと、4億くらいマイナスになりますね。毎年1億の国債があがっておりますが、23年度の決算では、国債の残高が2億になっていますね。これは簿価なのか時

価なのか。

(事務局伊藤) 国債は、22年度から、毎年1億の2年もの国債です。

(松井委員) これは、時価ではなく、簿価評価ですね。国債は、変動していますが。決算は、1億9,987万あがっていますが。これは、簿価ですね。

(事務局伊藤) はい簿価です。額面としては、1億のもので、買い付けの時に少しの差額があり、それに対する金利がいただけるということです。

(松井委員) これを買う意味ということですが、毎年1億買うということは大金ですが。

(事務局伊藤) 積立金を持っていますが、少しでも利鞘を稼げるようにという事で、計画しています。決算審査時に、監査委員からご指摘がありました。当初は、買い付け差額や、金利も良かったんですが、今年度、会計管理者とも話をしていますが、額面と簿価がほぼ同じ金額でしか購入できないですし、金利も稼げませんので、今年度は、見送っています。留保している金額については、取引金融機関に預入れをおこなっております。

(大濱会長) そのほかにご質問ございませんでしょうか。

(松井委員) 前回の資料についてでもよろしいか。この前詳細な「瑞穂市水道事業会計決算書・事業報告書」の6頁ですが、下のほうに、年間配水量合計が556万3千 $m^3$ ですね。年間有収水量合計が、447万9千 $m^3$ ですね。差をだしますと、108万4千 $m^3$ ですね。配水してもお金にならないということですね。年間計算すると、8,000万から1億になります。本管の漏水や消火栓の使用等ということもあるかもしれませんが、いかにも差が多いと思います。1億のお金が、無駄になって、水が流れていくということになります。。この原因究明は。

(事務局伊藤) これについては、決算監査においてもご指摘をいただいております。一番下に有収率が、22年度79.04%ということで、23年度よりかなり悪かったということです。1番大きな原因としては、施設的な部分で、取水量と配水量のメーターの誤差、消防業務、消火栓訓練等で使用する消火栓の使用は無料ですし、管路全体のロス、といいますのは、送った水が全て配水するわけではありませんので、そのロスも数%あると思います。差が110万 $m^3$ 程度ありますが、この中の5~6割は漏水ではないかと思っています。漏水をどうするかということで、以前は、瑞穂市全体を4ブロックに分けて漏水調査し、修繕をしていました。現在は、北西部、北東部、南部の3ブロックに分けて、毎年度漏水調査し、翌年度に漏水修繕をしています。その結果少しづつ、有収率が上がってきているのではないかと思います。これを中心に進めていくということ。また老朽管について、早めに更新することが必要だと考えます。

- (松井委員) もう一点ですが、前回資料で、企業債についてですが、残高が10億程ありますが、18頁をみますと、9億9,300万となっています。残高が違ってはいますが。
- (事務局伊藤) 金額は、決算書が正しいです。18頁は減少傾向をみていただきたくて資料を添付いたしました。申し訳ございません。
- (松井委員) もう一点ですが、9頁の資金不足に関する事項がありますね。この表がありますが、何をいうのですか。
- (事務局伊藤) 法律的に、この算定方法で資金不足を判断しなさいとなっています。決算書の数値の中で、流動負債の額であるとか、2、3番はありません。といいますのは、新たな借金等はしませんので、該当してくるのは、1番の流動負債の額、4番の流動資産の額、6番の営業収益の額が該当してきます。8番 6 マイナス 7 となり、9番の資金不足額を計算しなさいとなっています。不足額がマイナスとなるということで、資金が足りているということになります。今回は、0 で表記しています。この表では、資金不足になっていないということを示したものです。決算審査時にも報告することになっていきますし、議会にも報告しています。参考に計算式等を示したものです。
- (事務局弘岡) 今の資金不足額ですが、夕張市のことがありましたので、一般会計と抱きあわせて、明確にしなさいということで、その後、作成することになっています。
- (青木委員) 資金以外のことでいいですか。耐震化について伺いたいのですが、前回の資料の13頁、きょうの資料の15頁ですが、水道ビジョン、13頁に管の耐震化率が載っていますが、これを見ますと21年度 17.6%できていることになっています。今日いただいた資料 15頁と数値が違ってはいます。大きく違ってはいますが。
- (事務局伊藤) 水道ビジョンを作成する際に、県に報告している数値、耐震化、ここでいう耐震化の数値は
- (青木委員) 6.2が正しいということですか。
- (事務局伊藤) 市全体の管路、部分的を捉えて、管路の耐震化
- (青木委員) ということは、耐震化は、6.2しかできていないということですね。
- (事務局伊藤) 市、全体で捉えますとそうなります。
- (青木委員) 全国平均でどのくらいになるのですか。
- (事務局伊藤) 全国平均については、わかりづらいです。
- (青木委員) 全国より進んでいるのですか。状況として。

- (事務局伊藤) 状況としては、近隣に聞いてみますと、同じようにすすんでいるようで、耐震管を使用しなさいという耐震化についていわれてきたのは、16年度以降のことです。
- (青木委員) 耐震化ということで工事されていると思いますが、配水車、給水車についてはどうでしょうか。
- (事務局伊藤) 応急給水の設備が整っているかということですが、瑞穂市独自で給水車は持っていません。消防業務では、岐阜市に業務を委託していますが、岐阜市で給水車を所有しています。被害状況にもよりますが、瑞穂市独自で対応しなくてはいけないこともあると思います。現在、宮田水源地に 500 L のポリタンクを所有しています。これを軽トラックに載せることになると思います。また別府水源地横の防災倉庫に 1,500 L のステンレス製のタンクを 2 個所有しています。このタンク用の積載車も必要になりますが、車については現在所有していないところです。
- (青木委員) 散水車がありますが、利用できませんか。
- (事務局伊藤) 散水車については、川の水を汲んだりすることもありますので、飲料用に許可を取ることには無理かと思います。消防用のタンク車は、消火栓からの給水が主になりますので、応急的に活用することはできるかもしれません。市の応急給水対策は、非常に手薄な状況になっています。
- (青木委員) 水源地は、自動発電機を持っていますか。
- (事務局伊藤) 各水源地は、現在、電気で動いています。止まった場合は、概ね、1、2 時間程度は、自家発電機がディーゼルエンジンの発電で電気をおこして動くことになっています。短時間の場合は、受電して、蓄電池にためているので、蓄電池のものを使用します。
- (青木委員) 緊急時の対策はいろいろ検討が必要かと思いますが。他の市町村との連携はありますか。
- (事務局伊藤) 県内市町村は、連携協定しています。隣接の北方町とは、生津のあたりで給水管を繋いで、緊急時には、開閉できます。呂久地域では、神戸町と隣接し、昭和 30 年代から水道組合を作っていますが、ここも、神戸町との協定で繋いでいます。地震災害がおこった応急時には、協定を結んでいます。
- (大瀧会長) その他ご質問はございませんでしょうか。
- (野田副会長) 今日配布された資料の 1 頁に、まだ石綿管が 600m ほどあるのですね。県内で石綿管の撤去作業の手伝いをしてしていますが、瑞穂市にこれだけ残っているとは思いませんでした。

(事務局伊藤) 瑞穂市で残っているところは、JRの下をくぐっている部分があります。1ヶ所については、別のルートへ回るようにして止めてあります。これは、県道 美江寺・西結線の、牛牧の「かどや」の所になります。JR穂積駅の所で、新しい管で繋ぎ直してありますが、古い管で、石綿管が残っています。また、先ほどの県道 美江寺・西結線の21号線を越えた、橋梁の部分です。なぜ撤去できないかという、県やJRの占用物件の部分もあり、市独自でさわることができません。迂回する管路が設置してある部分で残っています。早く撤去することにはなっていますが、単独で撤去するのに費用もかかりますので残してあります。

(野田副会長) 今まで、管を埋め殺しにして、ほとんど撤去していないようですので、今後、下水道管が普及する時に、邪魔になることもあるようです。これから、埋め戻しするところは、下水道管の上か下に行くこととなりますので、計画をするようにしていただくといいと思います。

(事務局伊藤) 岐阜市の状況を聞かましても、取り除く作業は遅れ気味のようです。経費もかかりますが、これから下水道管等のこともありますので、参考にさせていただきます。

(広瀬委員) 前回欠席しましたが、資料をいただけますか。

(事務局相浦) 会社へ送付いたしました。

(広瀬委員) 減価計算等についてお話を聞きましたが、利用者からすると、下からの積み上げではなくて、岐阜市はどうなっているのか、大垣市はどうなっているのか、他市町の状況が気になったのですが。

(事務局伊藤) 第1回の上水道課資料 6頁に示させていただいております。22年度の状況となっています。1ヶ月の基本料金を取りまとめをしてグラフにしたものです。東濃地域については、水を買っていますので高くなっています。この近隣地域で見ますと、大体中程度だと思えます。ちなみに大垣市などは、こまめに水道使用料を上げておられるようです。岐阜市については、安いんですが、審議会において現行の料金を維持していくということになっているようです。岐阜市は、人口、人口密度も多いので。

(大濱会長) その他に何かございませんでしょうか。

よろしければ、今の質疑応答をまとめていきたいと思えます。まず、事務局の方から説明を受けましたが、それについて、30年度頃に財政的に厳しくなってくるようだ。それに対して、耐震化を進める年数を少しおとす、あるいは、市からの援助を少しいただく、利用者からの負担を少し増やす、借入を少し増やすなどミックスさせていくということが提示されました。これについてが、この審議会の主なテーマとなってくるかと思えます。この件について皆さんから意見がいただければと思えます。もう一つは、財政状況で、国債購入、積立金等について。有収水量、配水量の誤差は何なのか。耐震化は、他の市町は、

どうなのかというご質問もありました。また、緊急時において、瑞穂市がどのような体制を持っているのかご質問がありました。地域連携等があるのかということもありました。石綿管について、他の市町のように取り除くという計画を立ててはどうかということもありました。それ以外に質問等したいことがございますか。

ないようですので、次回になりますが、どのようなことを議論していこうかということになります。この審議委員の皆様は、ほとんど瑞穂市の方ですので、そういう方のご意見は、本当に大事にしないではいけなとと考えています。とりあえず5年間ということですね。

(事務局弘岡) 市民の方は、今の状況について、利益もあげていますので、料金を下げてもいいのではないかとご意見をお聞きします。以前も、監査委員の方が、利益があり、貯金もあるのだからと、下げてもいいのではというご意見をお聞きしました。これからの計画等を、市民の方にわかるように公開していく必要があると考えています。その点も議論の中に加えていただきたいと思います。

(事務局伊藤) 健全な経営、身の丈にあった経営をしていこうとすると、先ほど申しあげた課題があります。これに対してどう考えて、どう答申していただくかということになります。次回、協議をしていただくために、もう一度資料をご確認いただいて、どのような意見にしていくのか考えていただく必要があるかと思えます。こういったことをふまえて、事務局で、課題、検討事項等を、本日の会議録等から、次回協議をお願いする事項、答申については、指示をいただき作成することになると思えます。とりまとめをし、本日欠席の委員の方に、本日の資料をお届けします。事前に追加してはどうかということがありましたら、答申をいただくための資料をご提示させていただきます。ご質問がありましたら、電話等で問い合わせさせていただければと思えます。

(大濱会長) 事務局の方から、説明をいただくのはこれで終わりにして、次回は、事務局で課題等を取りまとめていただいて、私たちが議論する。当然、この短い時間で、これだけの資料ですので、見ていただいて、できるだけ早めに事務局へお尋ねいただき、資料を出していただき、それについて議論していく形で、次回からは答申に向けての議論になります。よろしいでしょうか。

(青木委員) 一番最初の資本の話は、難しかったと思えます。十分理解ができなかった。耐震化の13年の根拠。資金からでてきた13年なのか。そのあたりがポイントなのでしょうが。

(高木委員) 次回資料を送っていただくのであれば、繰出しの地方公営企業法に基づいた、基準どおりに繰出しが行われているかどうかの資料をいただきたい。また、交付税の措置がどのようになっているのか。私は、先ほど、出の話しかしませんでした。入りについて、ずーと一定額ですが、ルールどおりに行われているかどうか、区分のところですから、わかりやすい資料提示していただきたい。

(大瀨会長) 大変難しい説明でしたので、市民の方々に最終的に説明しなくては  
いけないのですから、わかりやすい資料を提示いただければと思います。  
市が公開する際に、誰でもわかるような資料を作成いただければ  
と思います。

(青木委員) この表を作成された、ポイントが言葉になっているといいですね。

(事務局弘岡) 水道料金の策定要領とかで策定しているものですから、どうしても  
専門的な言葉となっています。

(青木委員) 単語の説明はいいので、この表を作成された考え方が言葉になって  
いるといいですね。何を重点においたらこうなったということです。一  
発でみせられても理解できないです。言葉でわかりやすいように。

(事務局伊藤) たとえば管路計画、財政計画について、どういう考え方で進めたの  
かということ整理し、箇条書き程度でまとめたものが必要ということ  
ですね。

(野田副会長) 上水道の料金体系ですが、今後下水道の料金体系になってきますの  
で、住民の方は、できるだけ安くという考え方がありますから、下水  
道事業を進展させていくためには、上水道を上げることは、不可能な  
のかなと思います。上げた場合、これだけ高くなったのということに  
なりますから、できるだけ努力をして上水道料金を上げないようにな  
るかと思いますが。下水道について、上水道と同じ体系でいくとい  
うことで説明されていますから。できるだけ反対のない形で進めていき  
たいと思います。

(事務局椛浦) 下水道課ですが、今、野田副会長からありましたように、昨年  
から、1年間かけて地元説明会を27会場で開催いたしました。合併当時180  
円だったものを、150円に下げたということですが、接続化率が低いと  
いうことで、料金を下げてということでお話をさせていただきました。  
その中で水道料金のお話もでてまいりまして、水道料金の倍になると  
いうことで、市民の方は、下水道が通ったら、両方でいくらなのかと  
いう考え方のようです。ただ、私どもは、会計が別になっていますの  
で、下水道は、特別会計となります。その中で合併浄化槽と比較をさ  
せていただいています。下水道料金も含めて考えていただければと思  
います。下水道使用料については、今後検討いただくことになってい  
ます。先般、経営状況の一覧表を送付しておりますので、参考までに  
確認してください。

(次回開催日 調整)

(大瀨会長) 次回は、1月16日午前9時30分からです。本日はありがとうご  
ざいました。